

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|---------|--|-----|
| 許認可等の名称 | 療育医療の給付決定 | |
| 根拠法令・条項 | 児童福祉法第20条第1項から第3項まで | |
| 所 管 課 | 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 | |
| 審 査 基 準 | <p>「結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和36年8月9日 児発第826号）」のとおり。</p> <p>○結核にかかっている児童に対する療育の給付について（抜粋）</p> <p>第一 一般事項</p> <p>2 対象 給付の対象となる児童の選定については、結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者について行なうものとする。</p> <p>3 給付の種類</p> <p>(1)療育の給付は、本制度の性格上、児童が入院した場合に限って行なわれ、通院治療の給付は行なわれないこと。</p> <p>(2)医療に係る療育の給付(以下「医療給付」という。)は、児童福祉法に規定されているとおりであり、すべて指定療育機関に委託して行なわれるものであること。</p> <p>(3)医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象として差し支えないこと。</p> <p>なお、療育の給付の対象となった児童、特に骨関節結核児童で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行なうよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残ったため長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて、肢体不自由児施設入所等の措置をとること。</p> <p>(4)学習に必要な物品(以下「学習用品」という。)の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含まれるものであること。</p> <p>(5)療養生活に必要な物品(以下「日用品」という。)の範囲は児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工(芸)材料、玩具等のほか必要に応じて身の廻り品、下着等を含むものであること。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 30日 |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |